

職種 1・2 要介護認定調査員・障害支援区分認定調査員

* 職種 1、2 いずれかだけの登録も可能です。

■ 業務内容

【職種 1. 介護保険法に基づく要介護認定調査業務】

【職種 2. 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査業務】

・南伊勢町、大紀町、度会町の高齢者・障害者のもとを訪問します。遠いところでは1時間程度自動車を運転して訪問します。

・認定調査員テキストの内容をもとに、高齢者・障害者から1～2時間ほどお話をうかがいます。

・うかがったお話の内容について、ワードを使って特記事項という文章を作成します。

■ 応募資格

次の①～⑥をすべて満たす方です。

- ① 心身ともに健全で、介護保険業務・障害福祉業務に情熱のある方
- ② 介護サービス事業所や障害福祉サービス事業所で1年以上の実務経験がある方
- ③ 普通自動車運転免許を取得されており、自動車を運転して高齢者・障害者のもとへ訪問が可能な方
- ④ パソコンが実務レベルで使用できる方
- ⑤ 度会広域連合に通勤可能な方
- ⑥ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

■ 登録の申込み受付

随時受付をしています。

土曜日・日曜日・祝日等を除く、午前8時30分～午後5時15分に度会広域連合に持参もしくは郵送してください（なお、登録の有効期限は登録日の翌年度末です。再登録は可能です）。

■ 登録に必要な書類

[様式第1号](#)と[履歴書](#)です。

■ 任用

会計年度任用職員を採用する必要があるとき、登録者の中から選考により任用します。したがって、登録をなされても任用されない場合もあります。

■ 任用の期間

最長で1会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）です。

* 場合によっては再度の任用あり

■ 任用の条件等

(1) 勤務日数等

勤務時間は平日 8:30~17:15（内休憩 1 時間）ですが、勤務日数や勤務時間は相談に応じます。

『希望する時間だけ』、『希望する日数だけ』の勤務についても相談に応じます。

(2) 給与・各種手当等

◆給与…フルタイム勤務（週 38 時間 45 分）の場合 月額 202,700 円より

パートタイムの場合は日給・時給により計算。例：時給 1,245 円より

◆期末・勤勉手当…勤務時間等の条件により支給される場合があります。

◆通勤手当…規程により支給します。

◆退職手当…フルタイム勤務で任用期間が 6 か月を超える場合のみ支給します。

(3) 社会保険等

労働条件に基づき加入要件を満たす場合は共済保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

公務上の災害、通勤による災害について補償制度があります。

(4) 休暇

◆年次有給休暇…週当たりの勤務日数に応じて規則に従い付与します。

◆任用期間・勤務日数等の条件により、夏季休暇が付与されます。

◆その他、慶弔休暇等の特別休暇が規則に従い取得可能です。